

平成18年 6月15日（木曜日）

出席議員（17名）

議 長	堂 下 清 孝 君	9 番	八 田 外 茂 男 君
1 番	夷 藤 満 君	10 番	中 川 達 君
2 番	小 谷 一 也 君	11 番	南 守 雄 君
3 番	能 村 憲 治 君	12 番	中 村 哲 彦 君
4 番	北 川 進 君	13 番	黒 田 泰 三 君
5 番	清 水 文 雄 君	14 番	中 居 治 君
6 番	水 口 裕 子 君	16 番	米 田 満 君
7 番	渡 辺 旺 君	17 番	重 原 義 之 君
8 番	野 村 輝 久 君		

欠席議員（1名）

15 番	田 中 祥 次 君
------	-----------

説明のため出席した者

町 長	八十出 泰 成 君	まちづくり政策部企画財政課参 兼行政改革推進室長	山 田 吉 弘 君
助 役	浅 田 裕 君	まちづくり政策部 情報政策課長	谷 口 源 成 君
教 育 長	浜 田 寛 君	町民福祉部 町民生活課長	川 口 克 則 君
総 務 部 長	奥 村 忠 男 君	町民福祉部 健康推進課長	夷 藤 涉 君
まちづくり 政策 部 長	西 尾 雄 次 君	町民福祉部介護福祉課長兼 地域包括支援センター所長	黒 田 邦 彦 君
町民福祉部長	夷 藤 芳 夫 君	都市整備部産業振興課長 兼企業立地推進室長	荒 家 良 樹 君
都市整備部長	中 本 英 夫 君	都市整備部 都市建設課長	黒 田 孝 雄 君
教育委員会 教 育 次 長	高 木 和 彦 君	会 計 課 長	長 丸 信 也 君
消 防 長	島 田 敏 郎 君	教 育 委 員 会 長 学 校 教 育 課 長	北 雅 夫 君
企 業 局 長	米 永 竹 男 君	教 育 委 員 会 長 生 涯 学 習 課 長	出 川 常 俊 君
総 務 部 長 総 務 課 長	田 中 徹 君	企 業 局 水 道 電 気 課 長 兼 新 工 ン ー 開 発 対 策 室 長	八 田 精 三 君
総 務 部 長 税 務 課 長	向 貴 代 治 君	企 業 局 下 水 道 課 長	中 西 昭 夫 君
まちづくり政策部 企画財政課長	橋 本 稔 君	消 防 本 部 次 長 兼 消 防 署 長	東 耕 三 君

職務のため出席した事務局職員

事務局 長 生 田 康 久 君 事務局 書記 東 康 弘 君

議事日程（第3号）

平成18年6月15日 午後2時開議

日程第1

追加議案の上程

議案第66号 内灘町立小学校及び中学校通学区域審議会設置条例等の一部を改正する条例について

議案第67号 内灘町砂利採取審議会条例の一部を改正する条例について

提案理由の説明

日程第2

議案第52号 専決処分の承認を求めることについて

〔平成17年度内灘町一般会計補正予算（第10号）〕から

議案第65号 訴訟の提起についてまで及び

追加議案第66号 内灘町立小学校及び中学校通学区域審議会設置条例等の一部を改正する条例について

追加議案第67号 内灘町砂利採取審議会条例の一部を改正する条例について

日程第3

選挙第1号 内灘町選挙管理委員会委員の選挙について

日程第4

選挙第2号 内灘町選挙管理委員会委員補充員の選挙について

午後2時30分開議

開 議

議長【堂下清孝君】 ただいまの出席議員は17名であります。よって、会議の定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

諸般の報告

議長【堂下清孝君】 本日の会議に説明のため出席している者は、7日の会議に配付の説明員一覧表のとおりであります。

なお、田中祥次議員より、本日の会議を欠席する届け出がありましたので、ご了承願います。

会議時間の延長

議長【堂下清孝君】 本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめ延長いたします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長【堂下清孝君】 ご異議なしと認めます。よって、本日の会議時間を延長することに決定いたしました。

追加議案の上程

議長【堂下清孝君】 日程第1、これより追加議案の上程を行います。

議案第66号内灘町立小学校及び中学校通学区域審議会設置条例等の一部を改正する条例

について、議案第67号内灘町砂利採取審議会条例の一部を改正する条例についての2議案を一括して議題といたします。

提案理由の説明

議長【堂下清孝君】 これより町長から追加議案に対する提案理由の説明を求めます。八十出泰成町長。

〔町長 八十出泰成君 登壇〕

町長【八十出泰成君】 議員各位におかれましては、6月7日の議会開会以来、連日にわたりまして慎重なるご審議を賜り、まことにありがとうございます。

それでは、ただいま追加提案をいたしました議案につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案第66号 内灘町立小学校及び中学校通学区域審議会設置条例等の一部を改正する条例について及び議案第67号 内灘町砂利採取審議会条例の一部を改正する条例について、以上2議案につきましては、内灘町立小学校及び中学校通学区域審議会、給食共同調理場運営委員会、学びの風推進協議会、内灘町環境審議会、社会環境審議会、内灘町砂利採取審議会の各組織構成の中から町議会議員に関連する条項を削除するものであります。

以上、追加議案の提案理由の説明をいたしました。どうぞ適切なるご決議を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

議長【堂下清孝君】 提案理由の説明は終わりました。

質 疑

議長【堂下清孝君】 これより追加議案に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

議案の委員会付託

議長【堂下清孝君】 お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第66号内灘町立小学校及び中学校通学区域審議会設置条例等の一部を改正する条例について及び議案第67号内灘町砂利採取審議会条例の一部を改正する条例についての2議案は、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、所管の各常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長【堂下清孝君】 ご異議なしと認めます。よって、議案第66号及び議案第67号は所管の各常任委員会に付託することに決定をいたしました。

休 憩

議長【堂下清孝君】 この際、議案審査のため暫時休憩いたします。

午後2時34分休憩

午後4時00分再開

再 開

議長【堂下清孝君】 休憩前に引き続き会議を開きます。

議事を続行いたします。

議案一括上程

議長【堂下清孝君】 日程第2、去る6月9日、各常任委員会に付託いたしました議案第52号専決処分の承認を求めることについて〔平成17年度内灘町一般会計補正予算（第10号）〕から議案第65号訴訟の提起についてまでの14議案、及び先ほど各常任委員会に付託いたしました議案第66号内灘町立小学校及び中学校通学区域審議会設置条例等の一部を改正する条例について、議案第67号内灘町砂利採取審議会条例の一部を改正する条例について、並びに継続審査となっております陳情第9号、陳情第10号を一括議題といたします。

常任委員長報告

議長【堂下清孝君】 これより各常任委員会における議案の審査の経過並びに結果の報告を求めます。

清水文雄総務常任委員長。

〔総務常任委員長 清水文雄君 登壇〕

総務常任委員長【清水文雄君】 平成18年第2回定例会において、総務常任委員会に付託されました議案の審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

付託されました議案につきましては、町長及び関係部課長などからそれぞれ詳細な説明を求め、慎重に審議を重ねた結果、議案第52号専決処分の承認を求めることについて〔平成17年度内灘町一般会計補正予算(第10号)〕第1条歳入歳出予算の補正中、歳入全部、歳出第1款議会費第1項議会費、第2款総務費第1項総務管理費、第2項徴税費、第4項選挙費、第5項統計調査費、第7項交通安全対策費、第9款消防費第1項消防費、第12款公債費第1項公債費、第13款諸支出金第2項基金費、第2条地方債の補正については、妥当と認め、原案を承認することに決しました。

議案第57号専決処分の承認を求めることについて〔内灘町税条例の一部を改正する条例について〕は、採決をした結果、賛成多数で原案を承認することに決しました。

議案第59号平成18年度内灘町一般会計補正予算(第1号)第1条歳入歳出予算の補正中、歳入全部、歳出第1款議会費第1項議会費、第2款総務費第1項総務管理費、第2項徴税費、第4項選挙費、第9款消防費第1項消防費、第13款諸支出金第2項基金費、第2条地方債の補正については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第62号内灘町税条例の一部を改正する条例については、採決をした結果、賛成多数で原案を可とすることに決しました。

議案第65号訴訟の提起については、妥当と

認め、原案を可とすることに決しました。

次に、継続審査となっておりました陳情の審査の結果を報告いたします。

陳情第9号防災・生活関連を中心とした「公共事業」への転換と公共業務の民間化に反対する陳情書については、慎重に審査をした結果、継続して審査することに決しました。

陳情第10号「公共サービスの安易な民間開放は行わず、充実を求める意見書」提出に関する陳情については、慎重に審査をした結果、継続して審査することに決しました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました議案の審査の経過並びに結果についての報告を終わります。

なお、本委員会として総務、企画等所管にかかわる事項について閉会中も調査することに決しましたので、申し出いたします。

平成18年6月15日

総務常任委員会委員長 清水文雄

議長【堂下清孝君】 中川達文教福祉常任委員長。

〔文教福祉常任委員長 中川達君 登壇〕

文教福祉常任委員長【中川達君】 平成18年第2回定例会において、文教福祉常任委員会に付託されました議案の審査の経過と結果についてご報告を申し上げます。

付託されました議案につきましては、町長、教育長及び関係部課長からそれぞれ詳細な説明を求め、慎重に審議を重ねた結果、議案第52号専決処分の承認を求めることについて〔平成17年度内灘町一般会計補正予算(第10号)〕第1条歳入歳出予算の補正中、歳出第3款民生費第1項社会福祉費、第2項児童福祉費、第4款衛生費第1項保健衛生費、第2項清掃費、第10款教育費第1項教育総務費、第2項小学校費、第3項中学校費、第4項社会教育費、第5項保健体育費の各款項については、いずれも妥当と認め、原案を承認することに決しました。

議案第54号専決処分の承認を求めることに

ついて〔平成17年度内灘町霊園事業特別会計補正予算（第3号）〕については、妥当と認め、原案を承認することに決しました。

議案第56号専決処分の承認を求めることについて〔平成17年度内灘町国民健康保険特別会計補正予算（第6号）〕については、妥当と認め、原案を承認することに決しました。

議案第58号専決処分の承認を求めることについて〔内灘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について〕は、妥当と認め、原案を承認することに決しました。

議案第59号平成18年度内灘町一般会計補正予算(第1号)第1条歳入歳出予算の補正中、歳出第3款民生費第1項社会福祉費、第2項児童福祉費、第3項国民年金事務取扱費、第4款衛生費第1項保健衛生費、第10款教育費第1項教育総務費、第4項社会教育費の各款項については、いずれも妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第60号平成18年度内灘町老人保健特別会計補正予算（第1号）については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第61号平成18年度内灘町介護保険特別会計補正予算（第1号）については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第63号内灘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

追加議案第66号内灘町立小学校及び中学校通学区域審議会設置条例等の一部を改正する条例については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました議案の審査の経過並びに結果についての報告を終わります。

なお、本委員会として教育、福祉等所管にかかわる事項について閉会中も調査することに決しましたので、申し出をいたします。

平成18年6月15日

文教福祉常任委員会委員長 中川達

議長【堂下清孝君】 能村憲治産業建設常任副委員長。

〔産業建設常任副委員長 能村憲治君 登壇〕
産業建設常任副委員長【能村憲治君】 平成18年第2回定例会において、産業建設常任委員会に付託されました議案の審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

付託されました議案につきましては、町長、助役及び関係部局長並びに関係課長からそれぞれ詳細な説明を求め、慎重に審議を重ねた結果、議案第52号専決処分の承認を求めることについて〔平成17年度内灘町一般会計補正予算（第10号）〕第1条歳入歳出予算の補正中、歳出第5款労働費第1項労働諸費、第6款農林水産業費第3項水産業費、第4項国土調査費、第7款商工費第1項商工費、第8款土木費第1項土木管理費、第2項道路橋りょう費、第3項都市計画費、第3条繰越明許費、第8款土木費第2項道路橋りょう費については、妥当と認め、原案を承認することに決しました。

議案第53号専決処分の承認を求めることについて〔平成17年度内灘町公共下水道事業特別会計補正予算（第6号）〕については、妥当と認め、原案を承認することに決しました。

議案第55号専決処分の承認を求めることについて〔平成17年度内灘町新エネルギー事業特別会計補正予算（第3号）〕については、妥当と認め、原案を承認することに決しました。

議案第59号平成18年度内灘町一般会計補正予算(第1号)第1条歳入歳出予算の補正中、歳出第5款労働費第1項労働諸費、第6款農林水産業費第1項農業費、第7款商工費第1項商工費、第8款土木費第1項土木管理費、第2項道路橋りょう費、第3項都市計画費については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第64号内灘町都市公園条例の一部を改正する条例については、妥当と認め、原案を

可とすることに決しました。

議案第67号内灘町砂利採取審議会条例の一部を改正する条例については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

なお、今回の改正を踏まえ、委員数の見直しについても検討すべきことを申し添えます。

以上をもちまして、本委員会に付託された議案の審査の経過並びに結果についての報告を終わります。

なお、本委員会として公共下水道及び都市計画事業など所管にかかわる事項について、閉会中も調査することに決しましたので、申し出いたします。

平成18年6月15日

産業建設常任委員会副委員長 能村憲治

議長【堂下清孝君】 これをもって各常任委員長の報告を終わります。

質 疑

議長【堂下清孝君】 各常任委員長報告に対する質疑を許します。

質疑ありませんか。 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討 論

議長【堂下清孝君】 次に、討論に入ります。

討論ありませんか。 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

表 決

議長【堂下清孝君】 これより議案の採決に入ります。

まず、議案第52号専決処分の承認を求めることについて〔平成17年度内灘町一般会計補正予算（第10号）〕を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案承認であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長【堂下清孝君】 起立全員であります。よって、議案第52号は原案のとおり承認されました。

議長【堂下清孝君】 次に、議案第53号専決処分の承認を求めることについて〔平成17年度内灘町公共下水道事業特別会計補正予算（第6号）〕、議案第54号専決処分の承認を求めることについて〔平成17年度内灘町霊園事業特別会計補正予算（第3号）〕、議案第55号専決処分の承認を求めることについて〔平成17年度内灘町新工エネルギー事業特別会計補正予算（第3号）〕、議案第56号専決処分の承認を求めることについて〔平成17年度内灘町国民健康保険特別会計補正予算（第6号）〕の4議案を一括して採決いたします。

各議案に対する委員長の報告は、いずれも原案承認であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長【堂下清孝君】 起立全員であります。よって、議案第53号、議案第54号、議案第55号、議案第56号の4議案は原案のとおり承認されました。

議長【堂下清孝君】 次に、議案第57号専決処分の承認を求めることについて〔内灘町税条例の一部を改正する条例について〕、議案第58号専決処分の承認を求めることについて〔内灘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について〕の2議案を一括して採決いたします。

各議案に対する委員長の報告は、いずれも原案承認であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長【堂下清孝君】 起立全員であります。よって、議案第57号、議案第58号は原案のとおり承認されました。

議長【堂下清孝君】 次に、議案第59号平成18年度内灘町一般会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長【堂下清孝君】 起立多数であります。よって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

議長【堂下清孝君】 次に、議案第60号平成18年度内灘町老人保健特別会計補正予算（第1号）、議案第61号平成18年度内灘町介護保険特別会計補正予算（第1号）の2議案を一括して採決いたします。

各議案に対する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長【堂下清孝君】 起立全員であります。よって、議案第60号、議案第61号の2議案は原案のとおり可決されました。

議長【堂下清孝君】 次に、議案第62号内灘町税条例の一部を改正する条例について、議案第63号内灘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての2議案を一括して採決いたします。

各議案に対する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長【堂下清孝君】 起立全員であります。よって、議案第62号、議案第63号の2議案は原案のとおり可決されました。

議長【堂下清孝君】 次に、議案第64号内灘町都市公園条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長【堂下清孝君】 起立全員であります。よって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

議長【堂下清孝君】 次に、議案第65号訴訟の提起についてを採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長【堂下清孝君】 起立全員であります。よって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

議長【堂下清孝君】 次に、追加議案第66号内灘町立小学校及び中学校通学区域審議会設置条例等の一部を改正する条例について、追加議案第67号内灘町砂利採取審議会条例の一部を改正する条例についての2議案を一括して採決いたします。

各議案に対する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長【堂下清孝君】 起立全員であります。

よって、議案第66号、議案第67号の2議案は原案のとおり可決されました。

議長【堂下清孝君】 次に、継続審査となっております陳情を採決いたします。

まず、陳情第9号防災・生活関連を中心とした「公共事業」への転換と公共業務の民間化に反対する陳情書を採決いたします。

本陳情書に対する委員長の報告は、継続審査であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長【堂下清孝君】 起立全員であります。よって、陳情第9号は委員長の報告のとおり継続審査とすることに決定をいたしました。

議長【堂下清孝君】 次に、陳情第10号「公共サービスの安易な民間開放は行わず、充実を求める意見書」提出に関する陳情を採決いたします。

本陳情に対する委員長の報告は、継続審査であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長【堂下清孝君】 起立全員であります。よって、陳情第10号は委員長の報告のとおり継続審査とすることに決定をいたしました。

内灘町選挙管理委員会委員の選挙

議長【堂下清孝君】 日程第3、選挙第1号内灘町選挙管理委員会委員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によりたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長【堂下清孝君】 ご異議なしと認めま

す。よって、選挙の方法については指名推選で行うことに決定をいたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長【堂下清孝君】 ご異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定をいたしました。

内灘町選挙管理委員会委員に中務義久さん、宮本澄江さん、竹川雄二郎さん、齋藤政代さんを指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました中務義久さん、宮本澄江さん、竹川雄二郎さん、齋藤政代さんを内灘町選挙管理委員会委員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長【堂下清孝君】 ご異議なしと認めます。よって、中務義久さん、宮本澄江さん、竹川雄二郎さん、齋藤政代さんが内灘町選挙管理委員会委員にそれぞれ当選されました。

内灘町選挙管理委員会委員補充員の選挙

議長【堂下清孝君】 日程第4、選挙第2号内灘町選挙管理委員会委員の補充員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によりたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長【堂下清孝君】 ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法については指名推選で行うことに決定をいたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長【堂下清孝君】 ご異議なしと認めま

す。よって、議長が指名することに決定をいたしました。

内灘町選挙管理委員会委員補充員、第1号補充員に大柳喜代子さん、第2号補充員に上出榮さん、第3号補充員に今村克博さん、第4号補充員に丸一邦彦さんを指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました第1号補充員大柳喜代子さん、第2号補充員上出榮さん、第3号補充員今村克博さん、第4号補充員丸一邦彦さんを内灘町選挙管理委員会委員補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長【堂下清孝君】 ご異議なしと認めます。よって、第1号補充員大柳喜代子さん、第2号補充員上出榮さん、第3号補充員今村克博さん、第4号補充員丸一邦彦さんが内灘町選挙管理委員会委員補充員に、それぞれ当選されました。

閉会中継続審査及び調査

議長【堂下清孝君】 次に、議会運営委員長及び各常任委員長並びに各特別委員長から、目下委員会において審査中の事件につき、会議規則第75条の規定により閉会中の継続審査並びに調査の申し出があります。

お諮りいたします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査並びに調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長【堂下清孝君】 ご異議なしと認めます。

よって、各委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査並びに調査に付することに決定をいたしました。

閉議・閉会

議長【堂下清孝君】 以上で今回の定例会に付議されました議件は全部議了いたしました。

よって、平成18年第2回内灘町議会定例会を閉会いたします。

連日、長時間にわたり精力的にご審議いただき、まことにご苦労さまでございました。

午後4時30分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、こ
こに署名する。

議会議長

署名議員

署名議員